

羽曳野市本人通知等制度について

登録期間が1年間から3年間に延長になりました。

※すでに登録をされている方は、3年間への延長の決定に伴う新たな申請は必要ありません。3年間の登録期間終了後に継続を希望される場合には、再申請が必要になります。

1. 目的

この制度は代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写し、戸籍謄抄本などを交付したとき、事前に登録されている人にその事実を通知し、不正請求を抑制する効果を期待するものです。

2. 施行日 平成22年6月1日

3. 制度の流れ（登録から通知、証明までの流れ）

- ①事前登録（通知を希望する人が事前に登録）
- ②代理人・第三者請求に基づく交付（住民票の写しなどの請求があれば審査の上交付）
- ③交付事実の通知（事前登録者に、交付した事実を通知）
- ④交付事実証明書【希望する場合】（証明が必要であれば申請により証明書を交付）

4. 登録ができる人

- ①羽曳野市に住民登録をしている人、および過去5年以内に住民登録をしていた人。
- ②羽曳野市に本籍ある人、および過去に本籍があった人。

5. 登録期間・必要書類

登録した日から3年間（継続の場合は再度申し込みが必要です。）

- ①**本人の場合**は本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）

②**代理人（登録ができる人から委任を受けた人）の場合**は本人確認書類に併せて、委任状など③**法定代理人の場合**は本人確認書類に併せて、資格を証明する書類が必要となります。

6. 登録受付場所

市民課・支所

7. 通知対象の証明書

- ①住民票の写し（除かれた住民票を含む）
- ②住民票記載事項証明書
- ③戸籍附票の写し（除かれた戸籍附票を含む）
- ④戸籍謄本及び戸籍抄本（全部事項証明書及び個人事項証明書）（除かれた戸籍を含む）
- ⑤戸籍記載事項証明書（一部事項証明書）（除かれた戸籍を含む）

8. 交付事実証明書

住民票の写しなどを代理人・第三者に交付した事実の証明が必要な場合は、交付事実証明書交付申請書に交付通知書と本人確認書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）を添えて申請してください。（証明発行手数料200円が必要です。）

◎証明できる事項

- ①交付年月日②交付種別（戸籍謄本など）③交付部数④交付請求者が事前登録者の代理人である場合は、その氏名および住所
問合せ 市民課（内線1650）

地上デジタル放送相談

総務省 大阪府テレビ受信者支援センター（デジサポ大阪）では、地上デジタル放送についての相談コーナーを開設し、「地デジアドバイザー」がさまざまな相談に応じます。

お気軽にご相談ください。

期間：6月27日～8月23日の毎週月曜日と火曜日（祝日除く）

場所：羽曳野市役所 本館1階ロビー

時間：10:00～12:00、13:00～16:00

※自治会や老人会など各種団体へ出張説明会も無料で実施いたします。申し込み方法など、詳しくは下記までお願いいたします。

相談会 総務省大阪府テレビ受信者支援センター（デジサポ大阪）
申込先 相談会窓口 ☎06-4790-7109（平日10:00～18:00）

悪質商法に関する注意「テレビのデジタル化工事」を装った詐欺にご注意ください！

これまでに、総務省や公的機関などと称して、地上デジタルテレビ放送受信のための不当な費用請求や勧誘、モデル地区の選定に伴い助成金を受け取るための費用を請求するといった内容の文章が届いたなどの情報が、総務省などに寄せられています。国の関係機関が地上デジタルテレビ放送の受信のための工事の案内を行ったりすることはなく、またその費用を請求することはありません。受信に関して、疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合には、すぐに支払わず、総務省地デジコールセンター（デジサポ大阪）や警察署などへご相談ください。

問合せ：総務省地デジコールセンター（デジサポ大阪）
06-7637-1010
平日9:00～21:00
土・日・祝9:00～18:00



地上デジタル放送完全移行は2011年7月24日(日)です。

すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました

「あなたの命を守る、住宅用火災警報器」

- ◇建物火災の死者のうち約9割が住宅火災によるもの。
- ◇死亡原因の約6割が逃げ遅れ。
- ◇夜間就寝時間帯の死者数が多い。

設置による効果

住宅火災による死者数を例にとると、火災警報器などを設置している住宅は、設置していない住宅の約3分の1程度となっています。



悪質訪問販売にはくれぐれも御注意ください。

問合せ：柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部予防課 ☎958-9928